随 意 契 約 理 由 書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター外 遠方監視制御設備補修工事

2. 随意契約理由

本工事は、鴻池水みらいセンター及び枚方中継ポンプ場に設置されている遠方監視制御設備の補修工事を実施するものです。

本機器は鴻池水みらいセンターより無人の施設を遠方監視制御設備で運用を行うのに欠くことのできない機器であるが、当機器は著しく機能が低下している。遠方監視制御設備の不具合が発生するとポンプ場全般の制御が不能となる。

以上のことから安定した運用となるよう本機器において補修工事を 実施するものです。

本機器は、シンフォニアテクノロジー株式会社が設計、製作したものであり、本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う機器機能増設及び交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では施工できないものであります。

以上のことから、本工事を実施できるのはシンフォニアテクノロジー株式会社における唯一の補修工事会社であるシンフォニアエンジニアリング株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社大阪支社と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。